

(6) 陳情書

製鐵官民合同反對労働者大會は本大會の決議に基き左の陳情書を提出するものであります。今議會に提案されんとする製鐵官民合同案を左記の理由に基き非國家的法案と確信しこれが粉碎方につき陳情する次第であります。

一、右案は日本製鐵事業を營利化し國家の利益を度外視し國家非常時に際しては軍需品の暴騰を來し生産的不合理の反國家的暴案である。

二、大金融資本の覇勢權を擴張し民間ボロ會社を救済せんとする資本及政治的陰謀である。

三、合同實現の曉は必然産業合理化を招來し二萬從業員の生活を根本的に破壊す。

四、合同は鐵生産品獨賣價格を産み一般國民大衆の日常生活を壓迫す。

以つて資本家階級の傀儡と化し腐敗墮落せる政黨政治のもとにあつてはこの國家的暴案の阻止は一重に軍部當局の國家的誠意に依頼する外なく仍つて本大會は茲に反對陳情をなし閣下の變國赤誠を煩さんとするものであります。

昭和八年一月廿日

以上

製鐵官民合同反對労働者大會

